

令和3年(ワ)第26199号 国家賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和4年6月6日

判 決

東京都杉並区阿佐ヶ谷南2-22-12 第2森屋荘

原 告 三 宅 勝 久

東京都板橋区板橋66-1

被 告 板 橋 区

同 代 表 者 区 長 坂 本 健

同 指 定 代 理 人 片 岡 由 紀

同 阿 部 孝 敬

同 松 本 直 樹

同 丸 田 恭 吾

同 大 山 省 吾

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請 求

被告は、原告に対し、10万円及びこれに対する令和2年10月8日
から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

第 2 事 案 の 概 要

1 事 案 の 要 旨

原告は、東京都板橋区情報公開条例（平成12年東京都板橋区条例
第1号。以下「本件条例」という。）に基づき、板橋区選挙管理委員会
（以下「区選管」という。）に対し、平成31年4月21日執行の板橋
区長選挙の候補者であった坂本健区長の選挙運動費用収支報告書等の

公文書の公開請求をした。これに対し、区選管は、上記公文書の一部を非公開としてその余を公開する旨の決定をした。

本件は、原告が、上記決定において選挙運動費用収支報告書に記載された個人情報及び出納責任者の印影を非公開としたことは国家賠償法上違法であり、これにより原告の知る権利が侵害されたなどと主張して、被告に対し、同法1条1項に基づき、慰謝料等10万円及びこれに対する上記決定がされた日の翌日である令和2年10月8日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 本件条例の定め

本件条例には、以下の定めがある。[甲1]

(1) 1条

この条例は、区民の知る権利を尊重し、区民の公文書の公開を求める権利を保障するとともに、公文書の公開手続等に関し必要な事項を定めることにより、区が区政に関し区民に説明する責務を全うし、区民の区政への参加を促進し、一層公正で開かれた区政の実現を図り、もって区民と区政との信頼関係を深め、地方自治の本旨に即した区政を推進することを目的とする。

(2) 5条

何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して公文書の公開を請求することができる。

(3) 6条1項

実施機関は、公開請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

1号 [略]

2号 個人に関する情報[中略]で特定の個人が識別され得るもの。

ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ [略]

3号 [略]

4号 行政上の義務に違反する行為の取締りその他公共の安全と秩序の維持に関する情報であつて、公にすることにより、支障が生ずるおそれのあるもの

5・6号 [略]

(4) 14条1項

請求者[中略]は、実施機関の行った公開決定等[中略]について不服があるときは、区長に対して審査請求をすることができる。

(5) 14条2項

区長は、前項の規定による審査請求があつたときは、次の各号に掲げる場合を除き速やかに東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審査会条例(平成8年板橋区条例第27号)に基づく東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問し、その意見を尊重して当該審査請求についての裁決をしなければならない。[以下略]

3 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いがないか、後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定することができる。

(1) 原告による情報公開請求

原告は、令和2年9月23日、本件条例に基づき、本件条例2条1

項所定の実施機関に当たる区選管に対し、「坂本健区長の前回区長選における選挙運動費用等収支報告書および領収書等の写し。公費負担の状況がわかる文書。」の公開を求めた（以下「本件公開請求」という。）。〔乙1〕

5 (2) 被告による処分等

ア 区選管は、本件公開請求の対象文書を、①平成31年4月21日執行の板橋区長選挙（以下、単に「区長選挙」という。）の公職の候補者であった坂本健区長（以下「坂本区長」という。）の選挙運動費用収支報告書（以下「本件収支報告書」という。）、②本件収支報告書に添付された領収書等の写し、③区長選挙に関して被告が公費負担した坂本区長の選挙運動用ポスター等の作成、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用自動車の燃料の供給に係る契約書並びに請求書その他の法令等により被告に提出することとなっている書類（以下、上記②・③を併せて「本件領収書等」という。）と特定した。〔乙1、4、弁論の全趣旨〕

イ(ア) 区選管は、令和2年10月7日、本件収支報告書及び本件領収書等に記載された情報のうち、①個人の氏名、②個人電話番号、③住所、④職業、⑤印影、⑥お客様番号、⑦カード番号、⑧口座情報、⑨領収書におけるポイント情報を非公開とし、その余の部分を写しの交付により公開する旨の決定をし（以下「本件処分1」という。）、同日付け公文書部分公開通知書により、本件処分1をその理由と併せて原告に通知した。なお、上記①～③及び⑤は、本件収支報告書及び本件領収書等のいずれにも記載のある情報であり、上記④は本件収支報告書のみ、上記⑥～⑨は本件領収書等のみに、それぞれ記載のある情報であった。〔甲7、乙1、2、4、弁論の全趣旨〕

(イ) 本件処分1において、①本件収支報告書に記載された個人情報（個人の氏名、電話番号、住所、職業。以下「本件個人情報」という。）は、本件条例6条1項2号に該当することを理由として非公開とされ（以下、本件処分1のうち、本件個人情報を非公開とした部分を「本件氏名等非公開決定」という。）、②本件収支報告書に記載された出納責任者の印影（以下「本件印影」という。）は、同項2号及び4号に該当することを理由として非公開とされた。[甲7、乙2、4、弁論の全趣旨]

(ウ) 板橋区総務部区政情報課（以下、単に「区政情報課」という。）の職員は、令和2年10月20日、原告に対し、本件収支報告書及び本件領収書等のうち、本件処分1において公開することとした部分の写しを交付したが、その際、原告は、上記職員に対し、本件収支報告書の一部が非公開とされていることにつき、口頭で疑義を述べた。[甲7、乙2、弁論の全趣旨]

ウ(ア) 区選管は、令和2年10月23日、本件処分1を取り消し、本件公開請求に対し、本件収支報告書及び本件領収書等に記載された情報のうち、①個人名、②個人電話番号、③住所、④印影、⑤お客様番号、⑥カード番号、⑦口座情報、⑧領収書におけるポイント情報（ただし、上記①～③については、本件収支報告書に記載されたものを除く。）を非公開とし、その余の部分を写しの交付により公開する旨の決定をし（以下「本件処分2」といい、本件処分1と併せて「本件各処分」という。）、同日付け公文書部分公開通知書により、本件処分2をその理由と併せて原告に通知した。本件処分2において、本件個人情報は公開することとされたが、本件印影は、本件条例6条1項4号に該当することを理由として、本件処分1と同様、非公開とされた（以下、本件各処

分のうち、本件印影を非公開とした部分を「本件各印影非公開決定」という。〔甲 4～6、弁論の全趣旨〕

- 5 (イ) 区政情報課の職員は、原告に対し、本件収支報告書及び本件領収書等のうち、本件処分 2 において公開することとした部分の写しを交付した。原告は、区政情報課に電話を掛け、職員に対し、本件印影が非公開とされていることにつき、口頭で疑義を述べた。
〔甲 6、弁論の全趣旨〕

(3) 原告による審査請求等

- 10 ア(ア) 原告は、令和 2 年 1 2 月 2 日、板橋区長に対し、本件条例 1 4 条 1 項に基づき、本件処分 2 について、本件収支報告書に係る情報を非公開とした部分及び本件領収書等に係る情報（ただし、本件収支報告書に記載のあるもの）を非公開とした部分の取消しを求める旨の審査請求をした（以下「本件審査請求」という）。
〔乙 3〕

- 15 (イ) 東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「本件審査会」という。）は、令和 3 年 9 月 8 日、本件審査請求に対し、概要、以下の理由により、本件処分 2 のうち、本件印影を非公開とした部分は妥当でなく、本件印影を公開すべきである旨の答申をした（以下「本件答申」という）。〔甲 2〕

20 a 公職選挙法 1 8 9 条により、出納責任者に選挙運動費用収支報告書の提出が義務付けられ、同法 1 9 2 条により、何人もこの閲覧を請求することができるから、収支報告書は閲覧されることが前提となっており、出納責任者による押印はこのような収支報告書の内容の真正を保証するものである。

25 b 仮に、本件収支報告書の写しを交付することにより印影の複製が可能となり犯罪を誘発するおそれがあるとしても、閲覧に

より公開されることが前提となっている収支報告書という文書の性格及びそれらを認識した上で収支報告書を作成して押印する出納責任者の立場を考慮すると、これを非公開とすることにより保護され得る利益と公開されることにより保護される利益との比較衡量においては後者が前者に優越する。

イ 原告は、令和3年10月11日、本件訴訟を提起した。

ウ(ア) 板橋区長は、令和3年10月19日付けで、本件審査請求に対し、本件処分2のうち本件印影を非公開とした部分を取り消すとの裁決をした(以下「**本件裁決**」という。)[乙4]

イ(イ) 区選管は、本件裁決により、本件処分2のうち、本件印影を非公開とした部分が取り消されたことを受け、令和3年10月28日、本件公開請求に対し、本件印影を公開するとの決定をし(以下「**本件処分3**」という。)、同日付け公文書部分公開通知書により原告に通知した。[乙5、6]

4 争点

原告は、本件氏名等非公開決定及び本件各印影非公開決定が国家賠償法上違法である旨主張しており、本件の争点は、①本件氏名等非公開決定の国家賠償法上の違法性の有無[争点1]、②本件各印影非公開決定の国家賠償法上の違法性の有無[争点2]、③原告に生じた損害の内容及びその額[争点3]である。

第3 争点に関する当事者の主張

1 争点1(本件氏名等非公開決定の国家賠償法上の違法性の有無)について

(1) 原告の主張

ア 本件収支報告書は、選挙の公正さを担保するため、広く閲覧に供されることを前提として作成及び提出されるものであり、公職選

5 挙法192条4項により何人も閲覧することができる文書であるから、本件収支報告書に記載された情報は、本件条例6条1項2号ただし書アに該当し、本件条例による公開の対象となることが明らかである。したがって、本件氏名等非公開決定の違法性は一見して明白であり、選挙管理事務と情報公開事務を担う区選管の職員はこのことを容易に理解できたはずである。

10 イ 区選管の職員が、本件処分1において、本件個人情報公開しなかったのは明白かつ重大な過ちであるところ、上記職員は、原告において本件処分1の直後にこれが誤りであることを指摘してもなお、その是正を速やかに行わず、本件氏名等非公開決定を取り消すだけで約2週間の期間を要した。

ウ したがって、被告が、本件氏名等非公開決定をし、これを直ちに是正しなかったことは国家賠償法上違法である。

(2) 被告の主張

15 ア 区選管の職員は、公職選挙法192条4項では、選挙運動費用収支報告書の閲覧をすることができるにとどまり、写しの交付を許容していないことから、本件収支報告書を写しの交付により公開するよう求める本件公開請求について、本件条例6条1項2号ただし書アを適用するのは相当でなく、本件個人情報は同号の定め
20 める非公開情報に該当するものと判断し、本件処分1において、本件個人情報を公開しないこととした。被告では、本件処分1の当時、本件条例に基づく選挙運動費用収支報告書の公開請求についての前例はなかった上、被告において作成された情報公開・個人情報保護制度の手引き（乙7）でも解釈の指針は示されておらず、他の地方公共団体においても選挙運動費用収支報告書の公開
25 請求への対応は同様ではなかった。また、公職選挙法に基づく閱

覧制度と条例に基づく情報公開制度の関係についての文献や裁判例もなかったことから、同法が許容しない写しの交付という方法により本件個人情報を公開することの可否は、専門的かつ高度の法解釈を要する問題であった。

5 イ 区選管の職員は、本件処分1に基づいて本件収支報告書等の写しを交付した際の原告からの指摘を受けて速やかに本件氏名等非公開決定の妥当性について検討し、3日後には、これを取り消した。

10 ウ 以上の事情からすると、区選管の職員が、本件処分1において本件個人情報を非公開としたことは相当の根拠に基づくものであるから、職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と違法な処分をしたということとはできない。また、本件氏名等非公開決定をしてからこれを取り消すまでに2週間を要したことについても、職務上尽くすべき注意義務を怠ったということとはできないから、
15 国家賠償法上の違法性は認められない。

2 争点2（本件各印影非公開決定の国家賠償法上の違法性の有無）について

(1) 原告の主張

20 ア 選挙運動費用収支報告書が公職選挙法に基づいて選挙運動の公正さを担保するために広く閲覧されることを前提に作成及び提出され、出納責任者がこの報告書の公正さを誓約する趣旨で押印することに照らすと、仮に印影の公開により出納責任者に何らかの不利益が生ずるおそれがあるとしても、この不利益と、これを公開
25 することで確保される選挙の公正さとを比較衡量すれば後者が前者に優越することは明らかであるから、本件各印影非公開決定の違法性は一見して明白である。

イ 原告の調査によれば、被告を除く東京都の他の全ての特別区に

5
10
15
20
25
において選挙運動費用収支報告書の印影を全て公開するとの取扱いがされている上、高松市において、選挙管理委員会が平成24年3月22日付けでした選挙運動費用収支報告書の出納責任者の印影を非公開とする処分に対し、高松市情報公開審査会がこの処分を取り消すべきとの答申をしていたこと（甲9）をも踏まえれば、区選管の職員は、本件印影を非公開とすることが違法であると容易に認識し得たというべきである。

ウ 区選管の職員は、本件各処分につき、他の選挙管理委員会の判断状況を見れば、長くとも1か月あれば、本件各印影非公開決定を取り消す旨の判断をすることができたはずである。しかし、区選管の職員は、選挙管理委員会の職員による通常の業務としてはあり得ない重大な過失により、本件各印影非公開決定を取り消すまでに1年以上の期間を要した。

エ したがって、被告が、本件各印影非公開決定をし、約1年間にわたってこれを是正しなかったことは国家賠償法上違法である。

(2) 被告の主張

ア 区選管においては、前記1(2)アと同様、本件印影についても、本件条例6条1項2号の定める非公開情報に該当すると判断した上、本件印影の写しの交付により印影を顕出した印章が偽造されるなど犯罪を誘発するおそれがあり、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあることから、本件印影は同項4号が定める非公開情報にも該当すると判断し、本件各処分において、本件印影を公開しないこととした。

イ 被告においては、本件条例に基づく印影の公開については従来から慎重かつ消極的な取扱いがされており、情報公開制度における個人の印影の公開については消極に解する裁判例も存在するこ

とからすれば、本件各印影非公開決定は、相当の根拠に基づくものであり、区選管の職員が職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と違法な処分をしたということとはできない。また、本件処分1をしてから本件各印影非公開決定を取り消すまでに約1年間を要したことについても、区選管の職員が職務上尽くすべき注意義務を怠ったということとはできず、国家賠償法上の違法性は認められない。

ウ 原告は、東京都の他の特別区を含む他の地方公共団体における運用を指摘して、本件各印影非公開決定についての国家賠償法上の違法性を主張するが、他の地方公共団体における条例の解釈・運用をもって本件各処分の違法性や区選管の職員の過失が基礎付けられるものではなく、原告による調査は本件各処分の1年以上後である令和3年11月以降にされたものであるから、その結果によって本件各印影非公開決定の国家賠償法上の違法性が基礎付けられるものでもない。

3 争点3（原告に生じた損害の内容及びその額）について

(1) 原告の主張

原告は、本件公開請求時から本件処分3がされるまでの間、本件印影が顕出された本件収支報告書の写しの交付を受けることができず、本件条例により保障された知る権利等を著しく侵害されて精神的苦痛を被った。また、原告は、違法な本件氏名等非公開決定及び本件各印影非公開決定を是正するために、被告への度重なる是正の申立てや本件審査請求をしたり、本件訴えを提起したりすることを余儀なくされ、そのために多大な労力と時間を浪費し、少なくとも3万円の経費の支出を強いられており、精神的苦痛に対する慰謝料と合計すると、原告が被った損害は10万円を下らない。

(2) 被告の主張

本件処分1に基づき原告に本件収支報告書等の写しが交付された
僅か3日後には本件氏名等非公開決定は取り消され、区選管の職員
は、直ちに原告に本件個人情報に記載された本件収支報告書の写し
を交付した。

また、本件印影が顕出された本件収支報告書の写しが原告に交付
されたのは本件公開請求から約1年後であるが、この間、原告は公職
選挙法に基づき本件収支報告書を閲覧することによって本件印影を
知る機会があったし、本件各処分において非公開とされたのが出納
責任者の印影であることは原告にとって明らかであったのであるから、
原告が本件条例に基づき知ることができなかつたのは、本件印影
がいかなる字体のものであるかという点に尽きており、これをもつ
て、原告の知る権利が侵害されたとはいえない。

したがって、本件各処分により、原告に金銭をもって償われるべき
損害が生じたということはできない。

第4 当裁判所の判断

1 争点1（本件氏名等非公開決定の国家賠償法上の違法性の有無）に ついて

(1)ア 本件氏名等非公開決定は、本件条例6条1項2号を理由として
いることから、争点1においては、本件個人情報が同号所定の非
公開情報に該当するか否かが問題となる。

イ 本件条例6条1項2号は、特定の個人が識別され得る個人情報
を非公開情報とした上で、同号ただし書アにおいて、法令等の規定
や慣行によって公にされているか、又は公にすることが予定され
ている情報を非公開情報から除外しているところ、選挙運動費用
収支報告書は、公職選挙法189条1項に基づき選挙の公正を確

保するために一般の閲覧の用に供されることを目的として作成されるものであり、何人も同法192条4項に基づき選挙運動費用収支報告書の閲覧を請求することができる。そうである以上、本件収支報告書に記載された本件個人情報、本件条例6条1項2号ただし書アの定める法令等の規定により公にされ又は公にすることが予定されている情報に該当するというべきであり、同号所定の非公開情報には該当しない。

(2)ア 条例に基づく公文書の非公開決定に取り消し得べき瑕疵があるとしても、そのことから直ちに国家賠償法1条1項にいう違法があったとの評価を受けるものではなく、公務員が職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と上記決定をしたと認め得るような事情がある場合に限り、上記評価を受けるものと解するのが相当である（最高裁平成元年（オ）第930号、第1093号同5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863頁、最高裁平成17年（受）第530号同18年4月20日第一小法廷判決・裁判集民事220号165頁参照）。

イ 本件収支報告書が何人も公職選挙法192条に基づき閲覧することができる文書であることは、同条の文言から明らかであり、区選管の職員においても、本件個人情報が本件条例6条1項2号ただし書ア所定の情報に該当することは公職選挙法の規定を参照することにより容易に認識することができたというべきである。そうである以上、本件個人情報を公開しないこととした本件氏名等非公開決定は、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなくされたものとして、国家賠償法上違法であるといわざるを得ない。

ウ 被告は、公職選挙法192条4項が選挙運動費用収支報告書の写しの交付を許容していないこと等によれば、本件氏名等非公開

決定は相当の根拠に基づくものであるなどと主張する。

しかしながら、本件条例6条1項2号ただし書アは、情報の公開の方法（文書の閲覧であるか写しの交付であるのかなど）を特段定めることなく、法令等に基づき公にされている個人情報と同号所定の非公開情報から除外しているのであるから、公職選挙法が選挙運動費用収支報告書の写しの交付について規定していないことを踏まえても、本件個人情報が同号ただし書ア所定の情報に該当することは明らかであって、本件氏名等非公開決定に相当の根拠があるということとはできない。

よって、被告の上記主張は採用することができない。

- (3) 原告は、被告において本件氏名等非公開決定を直ちに是正しなかったことが国家賠償法上違法である旨主張する。

しかしながら、区選管の職員は、原告が口頭で疑義を述べたことを受け、その3日後には本件氏名等非公開決定を取り消した（前提事実(2)イ(ウ)、同ウ(ア)）のであって、区選管は、原告の指摘を受けて速やかに本件氏名等非公開決定の妥当性を検討し、これを自発的に見直したということができるから、漫然と違法な処分を放置したなどと評価することはできない。そうである以上、本件氏名等非公開決定の取消しまでに2週間を要したことについて、区選管の職員に職務上の注意義務違反があったとは認められない。

よって、原告の上記主張は採用することができない。

2 争点2（本件各印影非公開決定の国家賠償法上の違法性の有無）について

- (1)ア 本件各印影非公開決定は、本件条例6条1項4号を理由としていることから、争点2においては、本件印影が同号所定の非公開情報に該当するか否かが問題となる。なお、本件処分1における

5 本件印影の非公開は、同項2号をも理由としているが（前提事実
(2)イ(イ)、区選管としては、本件印影が同号所定の個人情報に該当
するか否かにかかわらず（ただし、本件印影は、本件個人情報と同
様、同号ただし書ア所定の情報に該当するというべきである。）、
本件印影が同項4号所定の非公開情報に該当するならば、これを
非公開とすることとなるから、本件においては、本件各印影非公
開決定が国家賠償法上違法であるか否かは、本件条例6条1項4
号について検討すれば足りる。

10 イ 本件条例6条1項4号は、行政上の義務に違反する行為の取締
りその他公共の安全と秩序の維持に関する情報であって、公にす
ることにより、支障が生ずるおそれのあるものを非公開情報とし
ているところ、同号の規定の文言に加え、本件条例が区民の知る権
15 利を尊重することを目的とし（1条）、実施機関に公文書の公開義
務を課した上で一定の合理的な理由がある場合に限って非開示と
することを許容している（6条）ことに鑑みれば、公文書に記載さ
れた情報が本件条例6条1項4号に定める非公開情報に当たると
いうためには、当該情報を公開することにより、「公共の安全と秩
序の維持」にとって具体的な支障が生ずる蓋然性が認められるこ
20 とが必要であり、抽象的なおそれがあるのみでは足りないという
べきである。

25 ウ これを本件についてみると、選挙運動費用収支報告書は、選挙費
用の収支を広く公開して選挙の公正を確保することを目的として
作成されるものであり、出納責任者の押印は、その内容の信用性を
担保するためのものである。そして、何人も公職選挙法192条4
項に基づき選挙運動費用収支報告書を閲覧することができる以上、
本件収支報告書における出納責任者の押印は、その印影（本件印影）

5 が不特定多数者に広く公開されることを前提としてされたものといわざるを得ない。このような本件印影の性質等に鑑みれば、本件公開請求を受けて本件印影を公開することにより、公共の安全と秩序の維持にとって具体的な支障が生じる蓋然性があるとまでい

エ したがって、本件印影は、本件条例6条1項4号の非公開情報には該当しないというべきである。

10 (2) 前記検討によれば、本件条例6条1項4号を理由とする本件各印影非公開決定は、瑕疵あるものというべきであるが、以下に説示するとおり、区選管の職員が本件各印影非公開決定をしたことが、国家賠償法上違法であるとまでい

15 ア 公職選挙法は、選挙運動費用収支報告書の写しの交付について規定しておらず、本件条例に基づく公文書の公開請求に対し、(同法に基づく閲覧では入手することができない) 出納責任者の印影の写しを交付することにより、上記印影を利用して印章や文書の偽造等の犯罪を誘発する危険性が生じること自体を否定することはできない。

20 イ 本件条例6条1項4号の規定の文言から、本件印影の写しを交付することにより、公共の安全と秩序の維持にとって「支障が生ずるおそれ」の有無が一義的に明らかになるわけではなく、選挙運動費用収支報告書を作成する出納責任者は公職の候補者が選任する者であって公務員ではないことに鑑みれば、区選管の職員として、本件印影が同号所定の非公開情報に当たるか否かを検討するに当たり、出納責任者の利益に配慮することが不合理とはいえない。

25 ウ 証拠(甲10、12、13、乙10、14、16)及び弁論の全趣旨によれば、本件各印影非公開決定の当時、東京都、北区及び千

代田区においては、条例に基づく選挙運動費用収支報告書の出納責任者の印影の公開につき、印章の偽造等の犯罪の予防の観点から写しは交付しないとの取扱いがされていたことが認められる。また、情報公開請求に対して個人の印影を公開することを消極に解する裁判例も存在していた。

エ これらの事情によれば、区選管の職員において、本件印影が本件条例6条1項4号所定の非公開情報に該当するか否かを判断するに当たり、本件印影が顕出された本件収支報告書の写しを交付することにより、犯罪が誘発されて公共の安全と秩序の維持にとって支障が生ずるおそれがあると考えたことには無理からぬ面があったということができ、区選管の職員が、本件各印影非公開決定において、職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と本件各印影非公開決定をしたとまでいうことはできない。そうである以上、本件各印影非公開決定につき、区選管の職員に職務上の注意義務違反があったと認めることはできない。

(3)ア 原告は、高松市情報公開審査会による答申(甲9)や、他の特別区の選挙管理委員会が選挙運動費用収支報告書の出納責任者の印影を開示する対応を取っていることを指摘して、区選管の職員が職務上の注意義務を尽くしたとはいえないと主張する。

確かに、高松市情報公開審査会は平成24年8月23日付けで選挙運動費用収支報告書の出納責任者の印影を公開すべきとの答申をしており(甲9)、証拠(甲8、10~13)及び弁論の全趣旨によれば、令和4年3月時点では、大多数の特別区の選挙管理委員会において、条例に基づく公文書開示請求に対し、選挙運動費用収支報告書の出納責任者の印影を開示する対応をしていることがうかがわれる。しかしながら、前記認定のとおり、少なくとも本件各

5 印影非公開決定の当時、東京都、北区及び千代田区は、選挙運動費用収支報告書の出納責任者の印影を開示しない取扱いをしていた（前記(2)ウ）のであるから、上記印影の開示についての対応は自治体によって分かれており、本件印影が本件条例6条1項4号所定の非公開情報に該当しないことが明らかであったとまでいうことはできない。原告が指摘する事情を踏まえても、区選管の職員が同号を理由として本件各印影非公開決定をしたことが、国家賠償法上違法であるということとはできない。

よって、原告の上記主張は採用することができない。

10 イ 原告は、被告が本件各印影非公開決定を取り消すまでに1年以上の期間を要したことが国家賠償法上違法である旨主張する。

しかしながら、本件条例6条1項4号の規定の文言から、本件印影が同号所定の非公開情報に該当するか否かが直ちに明らかになるわけではない上、本件印影の写しを交付することによって出納責任者の印章の偽造等の犯罪を誘発する危険性は生じ得ることに鑑みれば、区選管として、本件審査請求の結果を待つて、本件各印影非公開決定の当否を判断するとしたことが不合理であるとはいえない。区選管の職員は、本件処分2により本件処分1（本件氏名等非公開決定）を見直した後、本件裁決を受けて、
15 本件処分2のうち、本件印影を非公開とした部分を速やかに取り消しており（前提事実(3)ウ）、本件の事実経過に照らしても、本件処分3がされるまでに約1年間を要したことについて、区選管の職員に職務上の注意義務違反があったということとはできない。

よって、原告の上記主張は採用することはできない。

25 3 争点3（原告に生じた損害の有無及びその内容）について

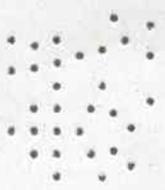
本件氏名等非公開決定が国家賠償法上違法であることは前記1で説

裁判官

谷池政羊 

裁判官

後藤 彩 



これは正本である。

令和 4 年 9 月 1 4 日

東京地方裁判所民事第 4 9 部

裁判所書記官 藤 田 圭 子

